

大分県の産業廃棄物税に関する検討 概要

(施行後の状況と今後の方向性について)

平成26年11月

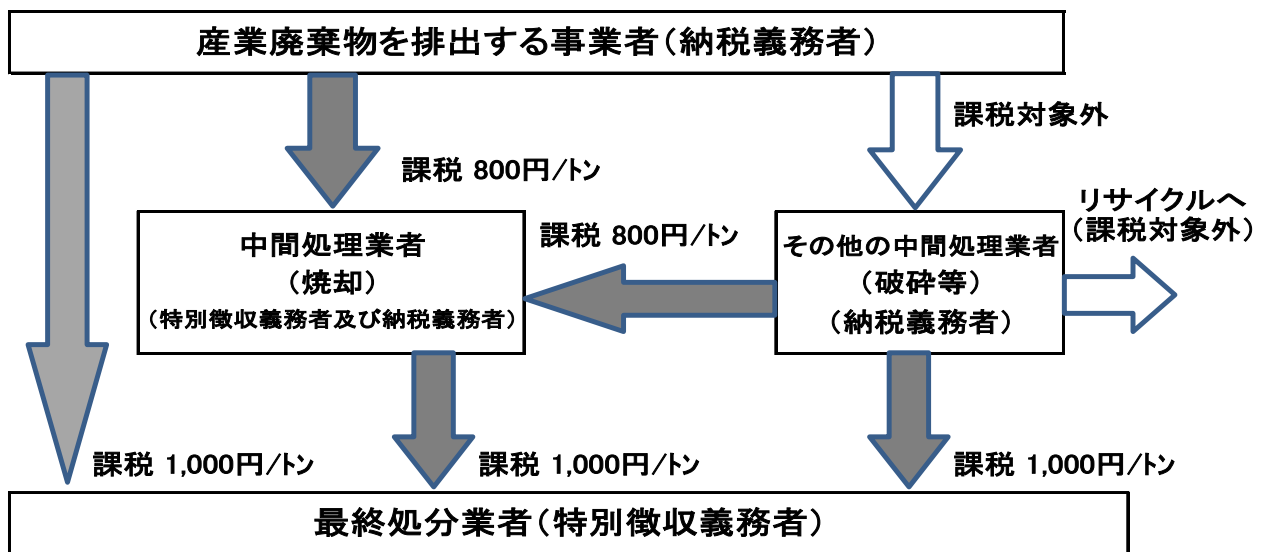
大分県産業廃棄物税条例には、5年を目途とした検討条項が設けられており、税導入から10年目を迎える今年度、庁内に「産業廃棄物税に関する検討会」を設置し、税導入効果の検証及び今後のあり方についての検討を行った。

第1 産業廃棄物税導入の経緯

- 平成12年 4月 地方分権一括推進法の施行(法定外目的税の創設)
- 平成15年 10月 大分県産業廃棄物税制懇話会を設置
- 平成16年 2月 当懇話会、意見報告書とりまとめ
- 平成16年 6月 大分県産業廃棄物税条例公布(平成17年4月1日施行)

第2 産業廃棄物税の仕組みと役割

1 仕組み



- 課税客体 : ①焼却施設への産業廃棄物の搬入 ※1
②最終処分場への産業廃棄物の搬入 ※2
- 税率 : ① 800円/トン ※1
②1,000円/トン ※2
- 徴収方法 : 特別徴収方式 ※3

※1 九州各県(熊本県・沖縄県を除く)が採用

※2 27道府県全てが採用

※3 25道府県が採用、三重県・滋賀県は申告納付方式を採用

2 役割

- ・排出事業者に対する産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機付け
- ・循環型社会づくりに向けた取組の促進

第3 税収等の状況

1 課税対象施設数

	焼却 (特徴者)	最終処分 (特徴者)	焼却 (自己処理等)	最終処分 (自己処理等)	計
25年度	36	40	3	1	80

※年度末の状況。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定

2 税収の状況

(単位:千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
税収	234,099	279,047	242,584	264,325	215,000

※26年度は当初予算

・22年度から26年度までの収入額は約12億円の見込み。

3 基金の活用

税収については、産業廃棄物税基金へ積立てを行った上で、産業廃棄物施策の推進に活用している。

(単位:千円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)	計
基金活用事業	99,711	101,470	124,771	147,223	188,237	661,412
リサイクル等の取組への支援	20,859	10,018	15,061	16,945	40,743	103,626
適正処理の推進	73,941	80,080	90,466	95,869	115,623	455,979
基盤整備の促進	1,179	0	5,542	10,465	14,000	31,186
啓発広報・環境教育	3,732	11,372	13,702	23,944	17,871	70,621

第4 税導入の効果

1 産業廃棄物の処理処分状況の推移

(単位:万t)

区 分	12年度	17年度	21年度	23年度
排出量	362	391	395	385
再生利用量	172	224	252	244
(再生利用率)	47.5%	57.3%	63.8%	63.4%
最終処分量	25.1	14.4	8.9	8.6
(最終処分率)	6.9%	3.7%	2.3%	2.2%

○ 税導入前と比較すれば、確実に再生利用量は増加し、最終処分量は減少している。

2 排出事業者の意識

多量排出事業者182事業所に対して意識調査を実施(回答121事業所)

- ・排出抑制、再生利用等の取組みをしている 90.9%
- ・税導入(H17年度)以降に排出抑制の取組みを開始 51.3%
- ・取組みが社員の意識改革や処理コスト減につながった 62.9%

- 税導入が排出抑制・再生利用の取組みの契機になり、これらの取組みが意識改革につながっていることが認められる。

第5 税活用事業の主な実績及び施策効果

- ① リサイクル等の取組への支援……104百万円
循環型環境産業の創出に向けて、排出事業者に対して産業廃棄物の再生利用等に有効な施設整備の支援を行い、産業廃棄物の再資源化・減量化を推進している。
- ② 適正処理の推進……456百万円
不法投棄廃棄物の撤去を進めるとともに、産業廃棄物監視員の配置、監視カメラ及び不法投棄防止フェンスを設置し、不法投棄の未然防止を図っている。
- ③ 基盤整備の促進……31百万円
市町村及び産業廃棄物施設設置者が行う、処理施設周辺の道路補修などの経費を助成し、環境の改善を図っている。
- ④ 啓発広報・環境教育…71百万円
廃棄物の発生抑制と循環型環境産業の育成を図るため、マスメディアを活用して、不法投棄防止・3Rの必要性等を県民に呼びかけるとともに、県内発生廃棄物を原材料とするリサイクル製品を認定し、その利用を促進している。
また、ごみゼロおいた作戦の展開やレジ袋無料配布中止の取組により地球温暖化防止やごみの減量化、県民の環境問題についての意識啓発を図っている。

- 不法投棄件数は、減少傾向（H25年度62件）にあるとともに、大規模な不法投棄（10トン以上）もH20年度以降、ほとんど発生していない。
- リサイクル認定製品の利用件数は、H25年度は7,072件であり、H22年度に比べ、約6倍に伸びている。

第6 今後の方向性

1 税制度

現行制度のまま継続することが必要

- 税の導入により、再生利用の推進、最終処分の抑制等に向けた一定のインセンティブ（動機付け）効果が認められることから、循環型社会の形成に向け、同税を継続する必要がある。
- 税活用事業についても一定の成果をあげているが、不法投棄の問題等、まだまだ対応すべき課題は多いことから、更なる3R・その他適正処理の推進を図るための事業を引き続き、実施していく必要がある。
- 課税客体、税の徴収方式及び税率については、見直しを要する問題は生じておらず、現状のままとすることが妥当である。

2 税活用事業

産業廃棄物をめぐる課題・問題点を踏まえた税活用事業の拡充について検討する必要がある。

	課題・問題点	今後の方向性(新たな取組み)
排出抑制及び再生利用	<ul style="list-style-type: none">・家畜糞尿の不適正処理による公害問題・廃プラスチック類の再生利用率の向上	<ul style="list-style-type: none">・動物の糞尿の排出抑制・再生利用の推進・廃プラスチック類の再生利用の推進
適正処理	<ul style="list-style-type: none">・漁船系船舶が河川等に不法放置されている	<ul style="list-style-type: none">・河川等沈廃船の撤去
基盤整備	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理施設周辺における地域住民の生活環境への影響(道路等の劣化など)	<ul style="list-style-type: none">・補助スキームの拡充
啓発広報	<ul style="list-style-type: none">・税の仕組みや税活用事業の周知が不十分・事業者や県民の自主的取組を促す必要性	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物税に関する周知活動・未来の環境を守る子供達への環境教育の推進・エコアクション21認証取得の推進